



かたひがし

昭和48年11月12日
第134号
発行所 新潟県西蒲原郡潟東村
印刷所 北洋印刷株式会社

<村の人口>
総人口 6,500人
男 3,175人
女 3,325人
世帯数 1,202
48年9月30日現在

第 2 回

巻町・潟東村合同 秋季消防演習

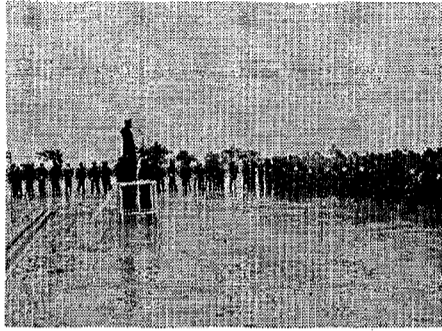
実施される!!

十月八日、本村横戸地内(災発生し、大サイレン吹鳴で、「午前八時三十五分火」を合図に各消防隊現場に出動、必死の消火作業により、午前九時五分見事に鎮火した)という想定で非常召集演習が実施された。当日は雨天にもかかわらず、消防隊員(署)の敏速なる確実な放水が行なわれた。出動状況は次のとおりです。

- 本部 八九六名
一、消防団(署)員
二、消防ポンプ自動車 二台
三、消防ポンプ積載車 八台
四、広報車 一台
五、赤バイ 二台
また放水終了後現場より潟東中学校まで雨の中、堂々の分列行進をいたしました。消防演習に対し、村民皆さんの御協力を感謝申し上げます。



雨の中「堂々の行進」



総数896名の集合隊形

昭和四十八年農業所得関係 調査について

この調査は農家世帯を対象として四十八年の農業所得を算出するものである。調査期間は、本年十月一日から十一月三十日までである。調査表が御手許に届きましたら指定の期日までに総代経由にて提出してください。

- 一、耕作面積調査
四十八年の田、畑を耕作した面積を調査するものである。調査表には税務課を兼ねた台帳を基として面積を記入していただきます。四十八年の耕作面積が違っておりましたら申出ください。また田の委託(自分の田を他の人に耕作させること)も調査する。
- 二、副業収入調査
四十八年に飼育、又は販売した乳牛、養豚、肥育牛、鶏を調査するものである。
- 三、農業機械調査
四十八年中に新たに購入、買替、廃車等をされた機械について調査するものである。
- 四、田植機調査
(注)田植機のみでなく、附属品の価格も購入価格の中に含めてください。
- 五、乾燥機調査
以上のとおりですが、農業所得関係調査表の提出がない場合は移動等がないものとして農業所得を算出しますので忘れずに提出してください。

これは農業の経費として所得より差引くために重要な調査です。間違いないようにしてください。

①耕運機及びトラクター
②農業用自動車(貨物) (注)農業用自動車登録番号の記入がない場合は未登録車として控除の対象としないので充分御注意ください。
③コンバイン及びバインダー
④田植機
(注)田植機のみでなく、附属品の価格も購入価格の中に含めてください。

⑤乾燥機
以上のとおりですが、農業所得関係調査表の提出がない場合は移動等がないものとして農業所得を算出しますので忘れずに提出してください。

あなたも 五年年金に 加入しましょう

このたび、国民年金では高令者が五年年金加入する機会が一度もありませんでした。この五年年金は加入の申し出をしたあと昭和四十五年六月までさかのぼって、一月九〇〇円を納めることで、二年後の昭和五十年(六十五歳)に納められたら、もう年金が受けられるたいへん有利な制度です。

このように、さかのぼって(加入の申し出をした前月か四十五年六月まで)納めることができる期間は、

①他者の公的年金の被保険者加入できません。
②国民年金や他の公的年金(退職)年金を受けることができる人。又は、その期間を満了している人。

この外
①十年年金や前の五年年金を途中でもめた人。
②厚生年金や共済組合などの受給期間を満たしていない人。なども、今回の五年年金に加入することができます。この間の期間を、役場住民課窓口でおたずねください。

移動式ストロップにあっては、地震等により自動的に消火する装置、又は自動的に燃料の供給が停止する装置のあるものを使用しなければなりません。

従って昭和四十八年十一月一日現在使用しているストロップに装置が付いていないものは、昭和五十二年十月以降は使用できず、買い替える場合は以上のことを注意して購入して下さい。

この調査は農家世帯を対象として四十八年の農業所得を算出するものである。調査期間は、本年十月一日から十一月三十日までである。調査表が御手許に届きましたら指定の期日までに総代経由にて提出してください。

この外
①十年年金や前の五年年金を途中でもめた人。
②厚生年金や共済組合などの受給期間を満たしていない人。なども、今回の五年年金に加入することができます。この間の期間を、役場住民課窓口でおたずねください。

移動式ストロップにあっては、地震等により自動的に消火する装置、又は自動的に燃料の供給が停止する装置のあるものを使用しなければなりません。

従って昭和四十八年十一月一日現在使用しているストロップに装置が付いていないものは、昭和五十二年十月以降は使用できず、買い替える場合は以上のことを注意して購入して下さい。



十一月の予報
移動性高気圧におおわれ、暖かい晴天が多いです。

十二月の予報
初めは冬の気圧配置が続き、強い寒風の吹き出しで大雪となることもあり、その後はおだやかな

この調査は農家世帯を対象として四十八年の農業所得を算出するものである。調査期間は、本年十月一日から十一月三十日までである。調査表が御手許に届きましたら指定の期日までに総代経由にて提出してください。

この外
①十年年金や前の五年年金を途中でもめた人。
②厚生年金や共済組合などの受給期間を満たしていない人。なども、今回の五年年金に加入することができます。この間の期間を、役場住民課窓口でおたずねください。

移動式ストロップにあっては、地震等により自動的に消火する装置、又は自動的に燃料の供給が停止する装置のあるものを使用しなければなりません。

従って昭和四十八年十一月一日現在使用しているストロップに装置が付いていないものは、昭和五十二年十月以降は使用できず、買い替える場合は以上のことを注意して購入して下さい。

うぶごえ (9月中届出)

なまえ	生年月日	保護者	住所
伊藤 真也	48. 8. 29	藤 雄	番 方 原
長沼 すすみ	48. 9. 8	秀 雄	称 雄 上
小林 映子	48. 9. 13	正 幸	島 上 大
河合 めぐみ	48. 9. 19	健 吉	

おくやみ (9月中届出)

なまえ	なれた日	年齢	住所
尾暮 ツイ	48. 8. 31	63	茨 島
笹川 正子	48. 9. 9	21	水 沢 新 田
原 ミセ	48. 9. 26	63	井 随

心身障害者、重度身体障害者等にも医療費は無料になります!

国及び県の社会福祉施設により、今年十月一日より一人暮らしの老人、重度心身障害者、重度精神障害者、重度身体障害者及び六十五才以上の身体障害者一級より三級までの方は医療費が無料になりました。

これらの対象者には役場保管の諸台帳により、それぞれ医療費受給者証をお送りいたしました。お送りした医療費受給者証を、この制度について概要をお知らせいたします。

一、老人医療費扶助対象者
六十五才以上六十九才までの者

二、社会的条件
常時ひとり暮らしの状態にある者

三、経済的条件
(一)経済的条件
ア、本人の前年所得が四十三万円以下の者
イ、本人の配偶者及び扶養義務者の所得が六〇万円以下の者
ウ、重度心身障害者医療費扶助対象者
エ、重度心身障害者重度の精神薄弱者と重度肢体不自由が重複している者
オ、重度精神薄弱者
カ、標準化された知能検査で知能指数が三十五以下と判定された精神薄弱者

(二)経済的条件
前記の経済的条件に同じ以上、簡単に説明いたしますが、簡単に説明いたしますが、役場住民課までおたずね下さい。

